

# 守口市事業活動継続支援金

## 1 守口市事業活動継続支援金とは

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛や営業自粛等による売上減少等で経営に深刻な影響が生じている市内の中小企業等に対し、家賃等の固定費その他の事業の継続に必要な経費の支出を支援し、事業継続を下支えするための支援金を給付します。

## 2 給付額

中小法人  
その他の法人

30万円

個人事業主

15万円

## 3 給付対象要件

令和2年3月31日以前に開業・設立し、営業実態のある中小企業等（**全業種対象**）で次の（1）から（4）までの**4つの要件を全て満たす**ことが必要です。

- （1）令和2年3月31日において**守口市内に事業所**を有していること。
- （2）次の**確定申告書を申請日までに提出**していること。  
（当該確定申告期限が来ていない場合又は確定申告の義務がない場合を除く。）
  - ・中小法人その他の法人 令和2年4月からみて前事業年度の確定申告書
  - ・個人事業主 令和元年分の確定申告書
- （3）令和2年4月の売上額又は4月・5月の平均月間売上額が前年同期間比で**30%以上50%未満**減少していること。
- （4）大阪府の**休業要請支援金、休業要請外支援金をいずれも受給していない**こと。

## 4 お問い合わせ先

支援金の申請等に関するお問い合わせ先として、コールセンターを開設しています。

### 守口市事業活動継続支援金コールセンター

開設時間 午前9時～午後5時30分（土・日曜日、祝日を除く。）

電話番号 **06-6994-7301**

支援金の詳細は、市ホームページにも掲載していますのでご確認ください。

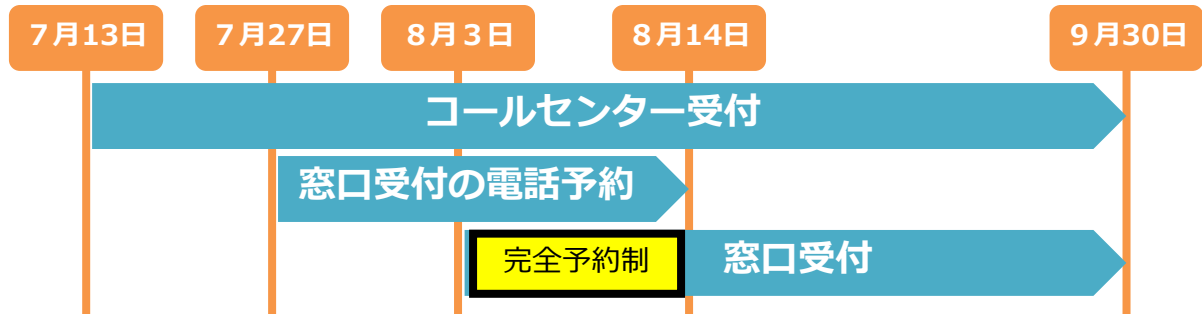
<http://www.city.moriguchi.osaka.jp/kakukanoannai/shiminseikatsubu/chiikishinkoka/sangyoshinkokigyoshien/jigyousyasien/1594287741134.html>



## 5 申請手続き

### (1) 申請期間

令和2年8月3日（月）～ 令和2年9月30日（水）



### (2) 申請方法

**原則窓口受付**（市役所 1 階市民会議室103）

令和2年8月3日（月）～8月14日（金）は**完全予約制（電話予約）**

電話予約は、令和2年7月27日（月）からコールセンターで受付を開始します。

### (3) 提出書類（※詳細は、申請要領参照）

- ① 守口市事業活動継続支援金申請書
  - ② 誓約書兼同意書
  - ③ 専門家による申請書類事前確認書（個人事業主のみ ※提出は任意です。）
  - ④ 令和2年3月31日以前から営業を行っているのがわかる書類
  - ⑤ 売上の減少が確認できる書類
  - ⑥ 本人確認書類
  - ⑦ 口座情報が確認できる書類
- ※ 申請書類一式は、7月27日から市ホームページや市内各コミュニティセンターで入手可能です。申請窓口では、8月3日から配付します。

## 6 専門家による申請書類の事前確認（個人事業主のみ）

個人事業主の方は、専門家による申請書類の事前確認を受けることができますので、ぜひご活用ください。

### (1) 手続き方法

提出書類を全て準備していただいた後、専門家による事前確認を受けます。

申請者は、確認書に**主たる事業所の所在地・屋号・代表者氏名**を記入してください。

### (2) 費用

**市が負担**しますので、直接謝礼を負担していただく必要はありません。

※ **申請書類の作成代理等**を専門家に依頼した費用は、**申請者の負担**です。

### (3) 専門家

**行政書士・公認会計士・税理士・中小企業診断士・司法書士・弁護士**

### (4) 連絡先

行政書士(大阪府行政書士会) <https://www.osaka-gyoseishoshi.or.jp/>

税理士(近畿税理士会門真支部) <http://www.kinzei-kadoma.jp/>

弁護士(大阪弁護士会総合法律相談センター)

06-6364-1248 開設時間 **午前10時～午後4時**（土・日曜日、祝日を除きます。）